

世田谷区交通安全対策連絡会（第26回）（書面開催）

次 第

書面開催期間：令和4年8月5日（金）～8月26日（金）

1. 議 題

(1) 清掃・リサイクル事業について

【清掃・リサイクル部事業課】

(2) 視覚障害者用音響式信号機の設置状況について

【都市整備政策部都市デザイン課】

(3) 区内の交通環境・設備等の整備・改善について

【土木部工事第一課、工事第二課】

(4) 区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて

【土木部交通安全自転車課】

(5) 自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて

【同上】

(6) 世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱の改正について

【同上】

【配布資料】

- 資料1 世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱
- 資料2 世田谷区交通安全対策連絡会名簿
- 資料3 清掃・リサイクル事業について
- 資料4 視覚障害者用音響式信号機の設置状況について
- 資料5 区内の交通環境・設備等の整備・改善について
- 資料6 区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて
- 資料7 自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて及び自転車通行空間整備箇所図
- 資料8 世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱の改正について

改正

平成28年3月30日27世交自第361号

平成30年4月1日30世交自第27号

令和2年4月1日2世交自第23号

世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱

(設置)

第1条 区民等の交通安全対策等に関して、区内警察署及び世田谷区が緊密な連携を図るため、世田谷区交通安全対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区民等に対する交通安全対策について
- (2) 区民等にかかる交通安全教育について
- (3) 違法駐車防止について
- (4) その他交通安全に関すること

(組織及び構成)

第3条 連絡会は、次の委員で構成する。

- (1) 世田谷警察署交通課長
- (2) 北沢警察署交通課長
- (3) 玉川警察署交通課長
- (4) 成城警察署交通課長
- (5) 土木部土木計画調整課長
- (6) 土木部工事第一課長
- (7) 土木部工事第二課長
- (8) みどり33推進担当部公園緑地課長
- (9) 土木部交通安全自転車課長

(座長)

第4条 座長は、土木部交通安全自転車課長とする。

(連絡会の運営)

第5条 連絡会は必要のつど開催する。

2 連絡会の協議事項は、座長又は委員が提案する。

3 座長は、協議事項に関し、必要があると認めたときは、関係職員を連絡会に出席させることができる。

(担当者会)

第6条 連絡会の協議事項について調査、検討を行うため、連絡会の下に、担当者会を置く。

2 前項の会は、協議事項に関係のある担当係長等をもって構成する。ただし、必要と認めたときは、関係職員を参加させることができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、土木部交通安全自転車課に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則 (平成20年2月13日19世交自第264号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日27世交自第361号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日30世交自第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日2世交自第23号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区交通安全対策連絡会名簿

資料 2

委員

令和 4 年 8 月

所 属	役 職	氏 名
世田谷警察署	交通課長	長岡 孝浩
北沢警察署	交通課長	小島 正三
玉川警察署	交通課長	斉藤 順紀
成城警察署	交通課長	熊谷 充弘
土木部土木計画調整課	土木計画調整課長	北川 健介
土木部工事第一課	工事第一課長	高橋 良忠
土木部工事第二課	工事第二課長	若松 武
みどり 3 3 推進担当部公園緑地課	公園緑地課長	市川 泰史
土木部交通安全自転車課	交通安全自転車課長	村田 義人

担当者（警察署）

所 属	役 職	氏 名
世田谷警察署	交通課交通総務係長	佐藤 賢二
世田谷警察署	交通課交通規制係長	大木 清春
北沢警察署	交通課交通総務係長	足達 泰匡
北沢警察署	交通課交通規制係長	近藤 康彦
玉川警察署	交通課交通総務係長	阿南 伸一
玉川警察署	交通課交通規制係長	滝沢 智明
成城警察署	交通課交通総務係長	城 諭
成城警察署	交通課交通規制係長	武田 亨

事務局

土木部交通安全自転車課	交通安全自転車担当係長	平倉 尋
	交通安全自転車担当	淵浪 のぞみ
	交通安全自転車担当	宮下 雅文

令和 4 年 8 月 5 日
交通安全対策連絡会資料
清掃・リサイクル部事業課

清掃・リサイクル事業について

1 通行禁止除外指定車両について

平成 19 年 8 月より、東京都道路交通規則の一部改正に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の収集のために区市町村（区市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。）が使用中の車両」は交通規制の対象から除かれました。

区が一般廃棄物を収集（含む委託）するための清掃車両及び資源回収車両の「指定禁止除外指定車」の標章申請は不要となっております。なお、持ち去り行為者と区別するため、古紙・ガラスびん・缶の回収車両には「♻️ 世田谷区リサイクル事業」等の表示をしております。

2 資源持ち去り対策について

(1) 資源持ち去りの経緯

平成 12 年 4 月	東京都から清掃事業区移管、集積所での資源回収（古紙、缶、ガラスびん）開始当時から「新聞」の持ち去りが横行
平成 15 年 12 月	資源の持ち去り行為を禁止条例改正（全国初の罰則付き条例）
平成 16 年 3 月	禁止命令に従わない者に「20 万円以下の罰金」
平成 30 年 4 月	持ち去り行為の常習者に「50 万円以下の罰金」を科す条例改正及び同条例施行規則を改正し、持ち去り禁止品目に「ペットボトル」及び「不燃ごみとして排出される金属類」を追加

(2) 行政指導・命令・告発の状況：累計

・警告書交付件数	1, 762 件
・禁止命令書交付件数	613 件
・告発件数	61 件

(3) 近年の傾向

平成 29 年 12 月頃より、国際情勢の影響もあり、古紙の持ち去り行為者が少数精鋭化する等、動向に変化が見られています。また、アルミなどの非鉄金属の価格が高騰する中で、「アルミ缶」や「金属を含む不燃ごみ」の持ち去り行為者の動きが活発になっており、持ち去り行為者に対する区民からの苦情や対応要望が多く寄せられています。

また、持ち去り行為者の交通マナーに対する苦情も寄せられています。（通学路・狭隘道路・住宅地を猛スピードで走行、一方通行を逆走、信号無視、一時停止無視、横断歩道への停車、通行妨害など）

(4) 令和 4 年度の取組み（予定）

- ・区内 4 警察署との連携を強化し、持ち去り行為者に厳しく対処していく。
- ・区職員パトロール実施など、不燃ごみの持ち去り対策を強化し、重点的に対処していく。
- ・関係団体との連携による情報収集を強化する。

担当：清掃・リサイクル部事業課事業計画 矢口・増田・川口
電話 03-6304-3267
FAX 03-6304-3341

令和 4 年 8 月 5 日

世田谷区管内 各警察署 交通課長 様

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課長
高橋 毅視覚障害者用音響式信号機の設置状況について
(確認依頼)

日頃より世田谷区行政およびユニバーサルデザインの取り組みにご理解、ご協力いただきありがとうございます。また、先日は視覚障害者用音響式信号機の設置状況に関するヒアリングおよび調査にご協力いただきありがとうございました。

世田谷区では「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を平成 19 年に制定しました。ユニバーサルデザインの考え方は、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境をつくっていくということです。その考えをもとに、まちの環境整備の推進をはかってきております。

つきましては、昨年度依頼しました現況調査資料に、ホームページで公開されている内容およびヒアリングで情報提供いただきました交差点を追加し、別紙のとおりまとめましたので、ご確認いただき、訂正や追加などありましたらご教示いただきますようお願い申し上げます。

なお、関係団体からの意見などを鑑み、その設置や運用を進めていただいていることと思いますが、今後も関係団体より世田谷区を通して、また直接に相談や要望がでてきた場合、社会情勢を鑑みて必要な対応があればお願い申し上げます。

記

1 確認依頼内容

別紙「視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】」

訂正箇所や追加箇所がありましたら下記担当までご連絡をお願いします。

2 提出期限

令和 4 年 9 月 2 日(金)

【担当】

世田谷区役所 都市整備政策部 都市デザイン課

都市デザイン企画調整担当 新岡

電話:03-6432-7152

ファクシミリ:03-6432-7996

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査：平成22(2010)年8月
更新：令和4年8月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの 有無 (交差点 の箇所)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
1	世田谷	三軒茶屋		世田谷区太子堂二丁目15番4号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	○	◆カラオケ・ビッグエコー前(世田谷通りから246号線)・エスコートゾーン2本 ◆H22.3.5・R246を横断する横断歩道及びエスコートゾーン新設・設置。ゆとり 信号(信号が変わるまでのLEDゲージ付)。押しボタンあり。 ◆H23.9.28音響追加・♪通リゃんせ・7:00~22:00。シグナルエイド、ユニエ コーカードに反応する。
2	世田谷	池尻		世田谷区池尻二丁目34番15号先											
3	世田谷	三宿町		世田谷区太子堂一丁目4番36号先											
4	世田谷	太子堂		世田谷区三軒茶屋一丁目41番11号先 岸ビル前	○	東西			×	○	○	♪カッコウ	×	○	信号機・音響設置時期不明。 H22.11.15エスコートゾーン設置確認
5	世田谷	上町駅前		世田谷区世田谷三丁目3番5号先	○	4方向	7:00	19:00	○	×	○	—	×	×	東西2か所：♪ピコンピコン 南北2か所：♪ビヨビヨ
6	世田谷	中里駅前		世田谷区上馬一丁目16番6号先	○										
7	世田谷	松陰神社入口		世田谷区若林三丁目17番1号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	2か所
8	世田谷	世田谷区役所入口		世田谷区世田谷四丁目5番2号先	○	3方向	7:00	22:00	×	○	○	—	×	×	20:00から変更 南北2か所：♪ビヨビヨ 東西1か所：♪ピコンピコン
9	世田谷	栄通り入口		世田谷区三軒茶屋一丁目32番11号先	○	東西	8:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	○	
10	世田谷	世田谷交番前		世田谷区世田谷四丁目7番10号先	○										
	世田谷	世田谷駅前※		世田谷区世田谷四丁目7番14号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	2か所
11	世田谷	下ノ谷		世田谷区太子堂二丁目24番6号先	○										
12	世田谷	駒沢中学校角		世田谷区駒沢二丁目43番11号先	○	南北	7:00	19:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
13	世田谷	三軒茶屋第二		世田谷区太子堂四丁目1番1号先	○	南北	7:00	20:00	○	×	○	♪ビヨビヨ	○	○	信号・音響・歩行者用横断時間表示は、世田谷通り横断のみ。 H22.1.26エスコートゾーン設置・2方向
14	世田谷	三軒茶屋第三		世田谷区太子堂四丁目1番1号先	○	2方向	7:00	20:00	○	×	○	—	×	○	東西：♪カッコウ、南北：♪ビヨビヨ、 メガネスーパー前は音響なし H22.1~6 エスコートゾーン設置・3方向
15	世田谷	桜丘四丁目		世田谷区桜丘四丁目1番11号先	○	南北	8:00	17:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
16	世田谷	世田谷警察署前		世田谷区上馬一丁目32番12号先	○										
17	世田谷	笹原小学校北		世田谷区桜丘二丁目25番12号先	○	4方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	○	南北2か所：♪通リゃんせ 東西2か所：♪故郷の空 H23.3エスコートゾーン設置・3方向(東、南、北)
18	世田谷	三軒茶屋一丁目		世田谷区三軒茶屋一丁目29番13号先	○										
19	世田谷	世田谷税務署前		世田谷区世田谷四丁目14番30号先	○	3方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	○	南北：♪ピコンピコン 東西2か所：♪ビヨビヨ H23.3エスコートゾーン設置・3方向(北、南、西)
20	世田谷	上町西		世田谷区世田谷一丁目25番13号先	○	2方向	7:00	20:00	×	(○)	×	—	×	×	押しボタンは有るが音は出ない。

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査:平成22(2010)年8月
更新:令和4年8月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの 有無 (交差点 の箇所)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
21	世田谷	三軒茶屋二丁目		世田谷区上馬二丁目29番1号先	○										
22	世田谷	世田谷三丁目		世田谷区世田谷三丁目20番1号先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	○	H23.3エスコートゾーン設置・1方向(東)
23	世田谷	松丘小学校南		世田谷区弦巻四丁目28番14号先	○	東西	8:00	20:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	×	
24	世田谷	千歳船橋東		世田谷区経堂四丁目17番先	○	南北	7:00	0:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	×	要望により24時まで時間を延長。(H29)
	世田谷	千歳船橋駅前※		世田谷区桜丘二丁目29番11号先	○	南北	7:00	20:00	×	×	×	—	×	×	音響式ではない。
1	北沢	松原六丁目	326-004	世田谷区松原六丁目35番2号先	○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	○	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン2方向。
2	北沢	代沢十字路	326-010	世田谷区代沢四丁目4番3号先	○	東西	7:00	21:00	×	○	○	—	×	×	東西:♪通りゃんせ 南北:♪故郷の空
3	北沢	光明養護学校前	326-016	世田谷区松原六丁目4番2号先	○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ビヨビヨ(電子音)	×	×	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン2方向。
4	北沢	梅丘二丁目	326-34	世田谷区梅丘一丁目62番16号先	○		7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ		○	
5	北沢	梅ヶ丘駅入口西	326-57	世田谷区梅丘一丁目35番1号先	○	東西	7:00	22:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	○	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン2方向。
6	北沢	都立梅ヶ丘病院前	326-071	世田谷区松原六丁目39番11号先	○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	○	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン南北方向。
7	北沢	経堂五丁目北	326-98	世田谷区経堂四丁目32番11号先	○		7:00	21:00	×	○	○	♪ビヨビヨ		○	エスコートゾーン2方向。
8	北沢	梅ヶ丘駅西	326-101	世田谷区梅丘一丁目24番14号先	○		7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ		×	
9	北沢	経堂駅北口	326-102	世田谷区宮坂三丁目11番12号先	○		7:00	21:00	×	○	○	♪ビヨビヨ		×	
10	北沢	下北沢駅入口													※ヒアリング時お聞きしたものです
1	玉川	二子玉川駅		世田谷区玉川三丁目17番1号先	○										
2	玉川	駒沢		世田谷区駒沢四丁目18番16号先	○										
3	玉川	尾山台駅前	327-23	世田谷区等々力五丁目6番7号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	169-G-4 ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
4	玉川	神学院下	327-44	世田谷区用賀一丁目12番8号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	×	147-A-4 用賀中町通り
5	玉川	等々力三丁目	327-50	世田谷区等々力四丁目24番8号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	169-F-1 ☆都道:目黒通り横断 ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
6	玉川	野毛公園前	327-64	世田谷区中町一丁目9番8号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	174-E-4 ☆都:環八横断 2箇所
7	玉川	区立ひまわり荘	327-83	世田谷区上用賀六丁目3番6号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	121-C-1 ♪通りゃんせ ♪故郷の空
	玉川	二子玉川園前 (再開発工事中)		世田谷区玉川一丁目14番4号先	○						×				161-H-5 再開発事業地内で現在撤去されている

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査:平成22(2010)年8月
更新:令和4年8月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの 有無 (交差点 の箇所)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
8	玉川	奥沢駅前	327-120	世田谷区奥沢三丁目31番1号先	○	2方向	6:30	21:00	×	○	○	—	×	×	177-J-1 ☆都道:自由通り ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
9	玉川	上野毛まちづくりセンター	327-131	世田谷区中町二丁目35番9号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	163-B-5 等々力通り 2箇所
10	玉川	用賀神社前	327-155	世田谷区用賀二丁目35番13号先	○	2方向	6:00	22:00	×	○	○	—	×	×	135-F-4 ♪通りゃんせ ♪故郷の空
11	玉川	用賀駅前	327-157	世田谷区用賀二丁目39番17号先	○	2方向	8:00	20:00	×	○	○	—	×	×	135-D-4 ☆都道:南北 ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
12	玉川	桜町小学校西	327-161	世田谷区用賀一丁目14番先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	146-I-2
13	玉川	桜新町駅前	327-170	世田谷区新町二丁目38番14号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	123-G-3 ☆都道
14	玉川	吉沢橋	327-180	世田谷区鎌田三丁目19番1号先	○	南北	5:00	21:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	153-G-3 ☆都道
15	玉川	尾山台駅入口	327-186	世田谷区等々力四丁目24番17号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	164-F-5 ☆都道
16	玉川	玉川税務署裏	327-191	世田谷区上野毛三丁目26番39号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	162-B-5
17	玉川	用賀駅入口	327-192	世田谷区用賀四丁目1番1号先	○	2方向	7:00	22:00	×	○	○	—	×	×	135-F-2 ☆都道 ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
18	玉川	二子玉川交番前		世田谷区玉川二丁目21番先											
1	成城	千歳烏山駅入口	328-2	世田谷区南烏山四丁目12番12号先	○	2方向	8:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西:♪故郷の空 南北:♪通りゃんせ 旧甲州街道(表示板なし。9月施工)
2	成城	烏山総合支所入口	328-10	世田谷区北烏山六丁目10番3号先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	×	甲州街道と烏山通り
3	成城	烏山町下宿	328-11	世田谷区南烏山三丁目25番15号先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	甲州街道と千歳通り 青信号延長用スイッチ
4	成城	船橋町		世田谷区船橋一丁目38番12号先	○										
5	成城	成城	328-19	世田谷区成城二丁目15番24号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	
6	成城	八幡山駅前	328-42	世田谷区上北沢二丁目1番7号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西2か所:♪ビヨビヨ 南北:♪カッコウ 赤堤通り
7	成城	烏山総合支所南	328-47	世田谷区南烏山六丁目22番17号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西:♪故郷の空 南北:♪通りゃんせ 旧甲州街道と烏山通り
8	成城	世田谷清掃工場前		世田谷区大蔵一丁目1番1号先											
9	成城	成城駅南	328-61	世田谷区成城二丁目39番7号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	×	
10	成城	千歳中学校前	328-78	世田谷区千歳台六丁目15番1号先	○	南北	7:00	9:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	×	音響作動時間②15:00~7:00
11	成城	上北沢駅入口第三	328-80	世田谷区上北沢四丁目18番19号先	○	南北	8:00	22:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	甲州街道

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査：平成22(2010)年8月
更新：令和4年8月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの 有無 (交差点 の箇所)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
12	成城	南烏山五丁目	328-85	世田谷区南烏山五丁目3番8号先	○	2方向	8:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西：♪故郷の空 南北：♪通リゃんせ
13	成城	北烏山九丁目	328-89	世田谷区北烏山六丁目11番11号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	烏山通り
14	成城	千歳船橋駅ガード北	328-91	世田谷区桜丘五丁目47番23号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
	成城	船橋町交差点※	328-15	世田谷区船橋一丁目38番12号	○	東西	7:00	18:00	×	○	○	♪ビヨビヨ			千歳通り。交差点に地点表示看板なし。北側1箇所の設置。
15	成城	松葉通り高速下	328-93	世田谷区北烏山三丁目26番27号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西2か所：♪ビヨビヨ 南北：♪カッコウ 中央自動車道路高架下と松葉通り
16	成城	烏山駅前第二	328-107	世田谷区南烏山六丁目29番1号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	旧甲州街道
17	成城	都立松沢病院前	328-156	世田谷区上北沢二丁目1番1号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	赤堤通り
18	成城	烏山駅南	328-158	世田谷区南烏山五丁目16番先	○	東西	8:00	20:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	
19	成城	烏山総合支所前	328-170	世田谷区南烏山六丁目22番14号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	烏山通り
20	成城	国立成育医療センター前	328-198	世田谷区大蔵二丁目10番1号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	♪ピコン ピコン (電子音)	×	×	東西 南北
21	成城	砧総合支所前		世田谷区成城六丁目3番11号先	○	東西	7:00	22:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	南側の横断歩道のみ(駅側から砧支所分庁舎まで) 押しボタンの音量が小さいが近隣との調整によるものと砧街づくり課よりきく。
					○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ピコンピコン(電子音)	×	×	H25.11.25より運用開始。 東側の横断歩道のみ(砧支所分庁舎から砧支所まで)
22	成城	久我山盲学校前		世田谷区北烏山四丁目36番14号先	○	南北	8:00	17:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	○	下本宿通り
23	成城	松原青果出張所北		世田谷区上北沢五丁目2番1号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	高速4号新宿線高架下
24	成城	祖師ヶ谷大蔵駅前													※ヒアリング時お聞きしたものです
25	成城	千歳台6丁目交番横													※ヒアリング時お聞きしたものです
26	成城	塚戸小入口													※ヒアリング時お聞きしたものです
	玉川	駒沢公園西口※		駒沢公園	○	東西	6:00	20:00	○	×	○	—	○	×	追加：区の調査で確認—137-J-2 音声『青になりました。左右の安全を確かめてから渡りましょう。→信号が変わります。無理な横断はやめましょう。→間もなく信号が変わります。青になるまでお待ちください。』 6:00～20:00は自動で作動。夜間(20:00～6:00)は、押しボタンを押すことで作動する。
	玉川	深沢八丁目※		世田谷区桜新町一丁目2番5号先	○	南北			×	×	×	—	○	×	【追加】 区の調査で確認—※国道R246—時間表示のみ

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査:平成22(2010)年8月
更新:令和4年8月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住 所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの 有無 (交差点 の箇所)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
		久我山一丁目※		世田谷区北烏山四丁目35番21号先	○	東西	8:00	17:00	×	○	○	♪通りゃんせ	×	○	【追加】 区の調査で確認。音響は杉並区(北)側。下本宿通りと松葉通り
		上北沢四丁目※		世田谷区上北沢四丁目35番15号先	○	南北			×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	【追加】 区の調査で確認。南北2か所 甲州街道と赤堤通り
		計			79				4	62	66		3	15	

【音声の種類】
♪ ピヨピヨ ♪ カッコウ ♪ 通りゃんせ
♪ 故郷の空 ♪ ピコンピコン(電子音)

令和 4 年 8 月 5 日
土木部工事第一課
工事第二課

区内の交通環境・設備等の整備・改善について

昨年度、“連合世田谷地区協議会”（※1）より世田谷区長あてに、2021－2022年度「政策・制度（基本）要求」がありました。

様々な区政への要望の中に、「区内の交通環境・設備等の整備・改善」について、次の6項目の要望があり、担当課にて各々回答しております。

要望の詳細と区の回答を綴っておりますので、警察の皆様のご検討をお願い申し上げます。

（回答は5、6ページ）

- 1 世田谷区玉川3丁目19国道246号線（玉川通り）と中吉通りとの交差点における歩行者用信号の早切り、または歩車分離式信号機への変更について
- 2 世田谷区野沢4丁目24都道318号線（環状七号線）と国道246号線（玉川通り）上馬交差点の進行方向別通行区分の変更と信号現示の変更について
- 3 世田谷区砧2丁目都道311号線（環状八号線）砧二丁目交差点の自転車横断帯の標示変更について
- 4 世田谷区代田都道318号『宮前橋』交差点付近の梅丘通りについて
- 5 世田谷区三軒茶屋『三軒茶屋』渋滞解消対策について
 - （1）歩車分離式信号機への変更について
 - （2）信号サイクルの変更について
- 6 世田谷区南烏山6丁目烏山通り「烏山総合支所入口」通行規制について

※1 “連合世田谷地区協議会”とは、日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）を構成する組織の一つである29地区協議会の内、世田谷地区を担当する協議会。

1. 世田谷区玉川3丁目19 国道246号線（玉川通り）と中吉通りとの交差点における歩行者用信号の早切り、または歩車分離式信号機への変更について（新規）

当該交差点は平日の通勤通学時間帯、また、土日祝日の買い物客など横断歩行者が多く、国道246号線（玉川通り）上り方向より、中吉通りを吉沢方向に左折しづらい状況となっていることから、歩行者用信号の早切り、または歩車分離式信号機への変更を要望いたします。



2. 世田谷区野沢4丁目24 都道318号線（環状七号線）と国道246号線（玉川通り）上馬交差点の進行方向別通行区分の変更と信号現示の変更について（継続）

上馬交差点は横断歩行者が多く、都道318号線（環状七号線外回り）から国道246号線（玉川通り）下り方向へ左折する渋滞が発生し本線はもとより、当該交差点を右折・直進する車両の通行が困難な状況となっています。第23次要求で当該箇所の、歩行者用信号の早切りを要望いたしましたが、横断幅員に対し最小の秒数で設定していることから早切りは困難と回答がされました。

側道の第1車両通行帯の左折・直進、第2車両通行帯の右折区分を、第1車両通行帯の区分は現状のままで、第2車両通行帯を直進と右折区分に変更するとともに、右折分離信号から矢印なしの信号機へ変更していただくよう要望いたします。



3. 世田谷区砧2丁目 都道 311 号線（環状八号線）砧二丁目交差点の自転車横断帯の標示変更について（継続）

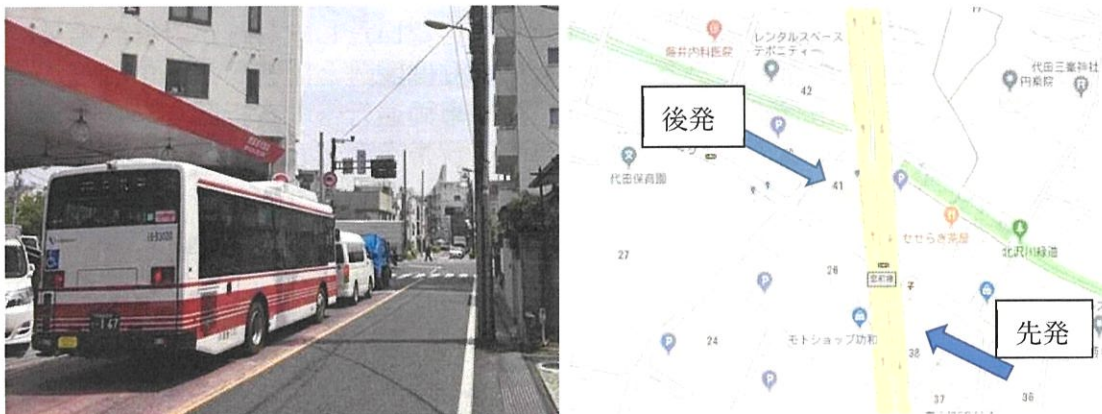
当該交差点においては歩行者横断禁止標識が設置されていますが、自転車横断帯標示箇所では歩行者が横断し、大変危険な状況であります。歩行者が間違いやすい白線の自転車横断帯の道路標示から自転車ナビライン（青色・矢羽根）に変更していただくよう要望いたします。



4. 世田谷区代田都道 318 号『宮前橋』交差点付近の梅丘通りについて（継続）

梅丘通りの慢性的な渋滞解消のため、現状の先発・後発のタイミングでは無く、朝と夕で進行可の時間変更を要望いたします。

- ・ 朝方は渋谷向けが混雑するため青信号を長く。
- ・ 夕方は経堂向けが混雑するため青信号を長く。
- ・ 時間の逆転が困難であれば後発側の進行可の時間延長を要望いたします。



5. 世田谷区三軒茶屋『三軒茶屋』渋滞解消対策について（継続）

(1) 歩車分離式信号機への変更について

茶沢通り（区道）より『三軒茶屋』交差点を国道 246 号線下り方向へ進行する際、国道 246 号線上り方向への左折車が歩行者横断のため中々左折ができず、国道 246 号線下り方面直進車も先へ進めません。また、左折車に痺れを切らせ逆走する車両も見受けられるため非常に危険です。茶沢通りの慢性的な渋滞解消のためにも継続し、歩車分離式信号機への変更を要望いたします。

2) 信号サイクルの変更について

国道 246 号線側道上り方向『三軒茶屋』交差点の青信号時間が短いことおよび路上駐車車両の影響もあり、進める車両の数が極端に少なく慢性的な渋滞を引き起こしています。渋滞解消のためにも青信号点灯時間の延長を要望いたします。



6. 世田谷区南烏山6丁目 烏山通り「烏山総合支所入口」通行規制について (新規)

烏山通りと国道20号が交差する「烏山総合支所入口」を北進（吉祥寺方面）する側の道路は1車線しかなく、国道20号を横断する歩行者も多く右折車両による交通渋滞が朝夕を中心に発生しています。歩行者の安全とスムーズな交通の確保のために右折禁止にさせていただきますよう要望いたします。



連合世田谷地区協議会 2021-2022 年度「政策・制度（基本）要求」（別紙）

5 まちづくり（土木部交通安全自転車課、工事第一課、工事第二課）

（3）円滑で安全な交通

- ⑤区内の交通環境・設備等の整備・改善を行うよう、国や東京都、警視庁に要望すること。
具体的には、別紙のと通りの要望とすること。

- 1 世田谷区玉川3丁目19 国道246号線（玉川通り）と中吉通りとの交差点における歩行者用信号の早切り、または歩車分離式信号機への変更について（新規）

信号機の管理は、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります

- 2 世田谷区野沢4丁目24 都道318号線（環状七号線）と国道246号線（玉川通り）上馬交差点の進行方向別通行区分の変更と信号現示の変更について（新規）

ご要望されている交差点は国道及び都道であるため、ご要望内容を道路管理者である国と東京都、交通管理者である所轄警察署に伝えてまいります。

- 3 世田谷区砧2丁目 都道311号線（環状八号線）砧二丁目交差点の自転車横断帯の標示変更について（継続）

ご要望されている交差点は都道であるため、ご要望の内容を昨年度、道路管理者である東京都と交通管理者である所轄警察署に伝えておりますが、改めて伝えてまいります。

- 4 世田谷区代田都道318号『宮前橋』交差点付近の梅丘通りについて（継続）

梅丘通りにおける朝・夕の渋滞につきましては、区としても認識しているところです。その対応として「せたがや道づくりプラン」の取り組みに位置づけ、一部の区間における道路拡幅を行い、環状七号線へ曲がるための右折レーンを整備する試みを進めております。

ご要望されている信号機のタイミング制御につきましては、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望の内容を昨年度所轄警察署に伝えておりますが、改めて伝えてまいります。

- 5 世田谷区三軒茶屋『三軒茶屋』渋滞解消対策について（継続）

（1）歩車分離式信号機への変更について

（2）信号サイクルの変更について

ご要望されている渋滞解消対策（信号機の変更やタイミング制御）につきましては、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望の内容を昨年度所轄警察署に伝えておりますが、改めて伝えてまいります。

6 世田谷区南烏山6丁目 烏山通り「烏山総合支所入口」通行規制について（新規）

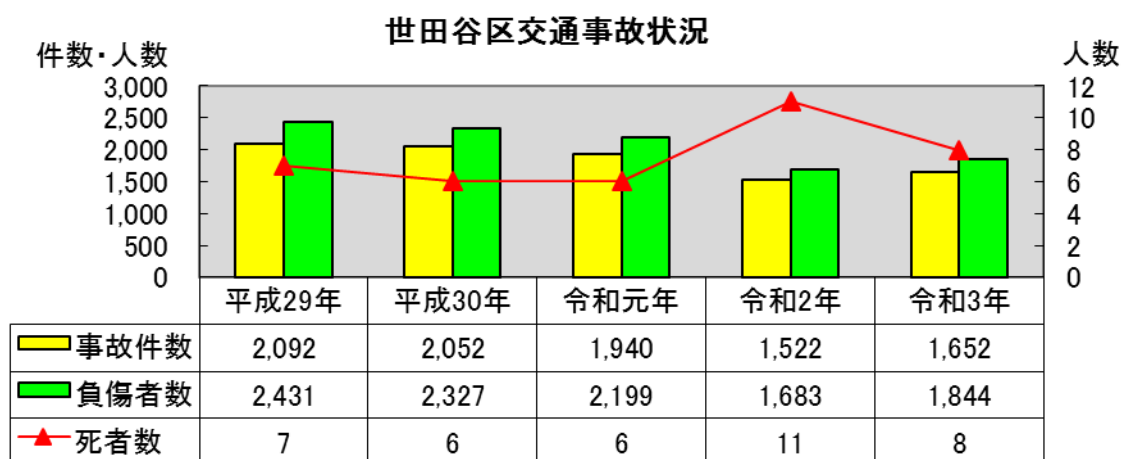
ご要望されている交差点の交通規制の変更（右折禁止）は、交通管理者である警察の権限となるため、ご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。

令和 4 年 8 月 5 日
交通安全対策連絡会資料
土木部交通安全自転車課

区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて

1 区内の交通事故の状況

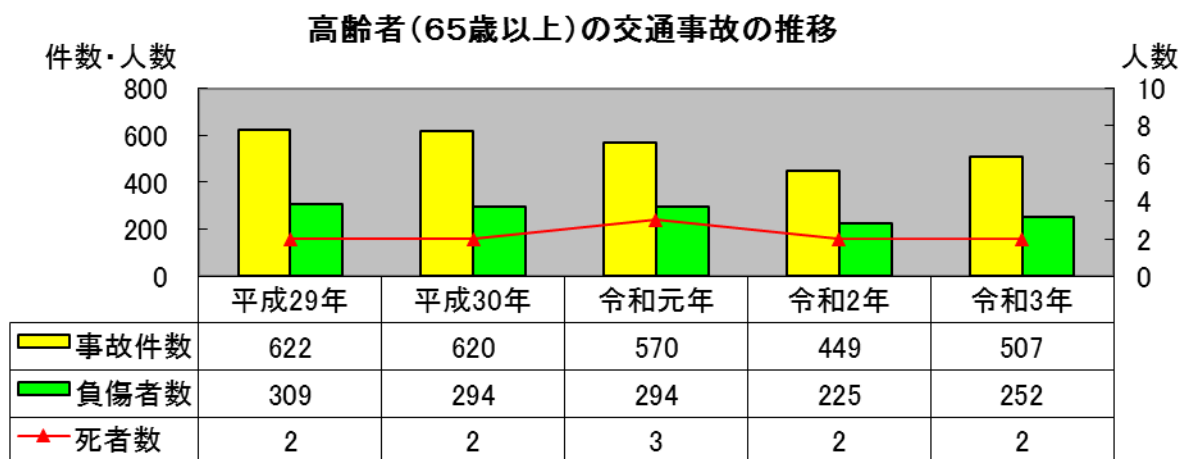
事故件数及び負傷者数は平成 29 年から令和 2 年にかけて減少傾向が続いていましたが、令和 3 年は前年より増加となっています。死者数は、令和 2 年が 11 名でしたが、令和 3 年も 8 名の方が交通事故によってお亡くなりになっています。



2 傾向

(1) 高齢者の交通事故

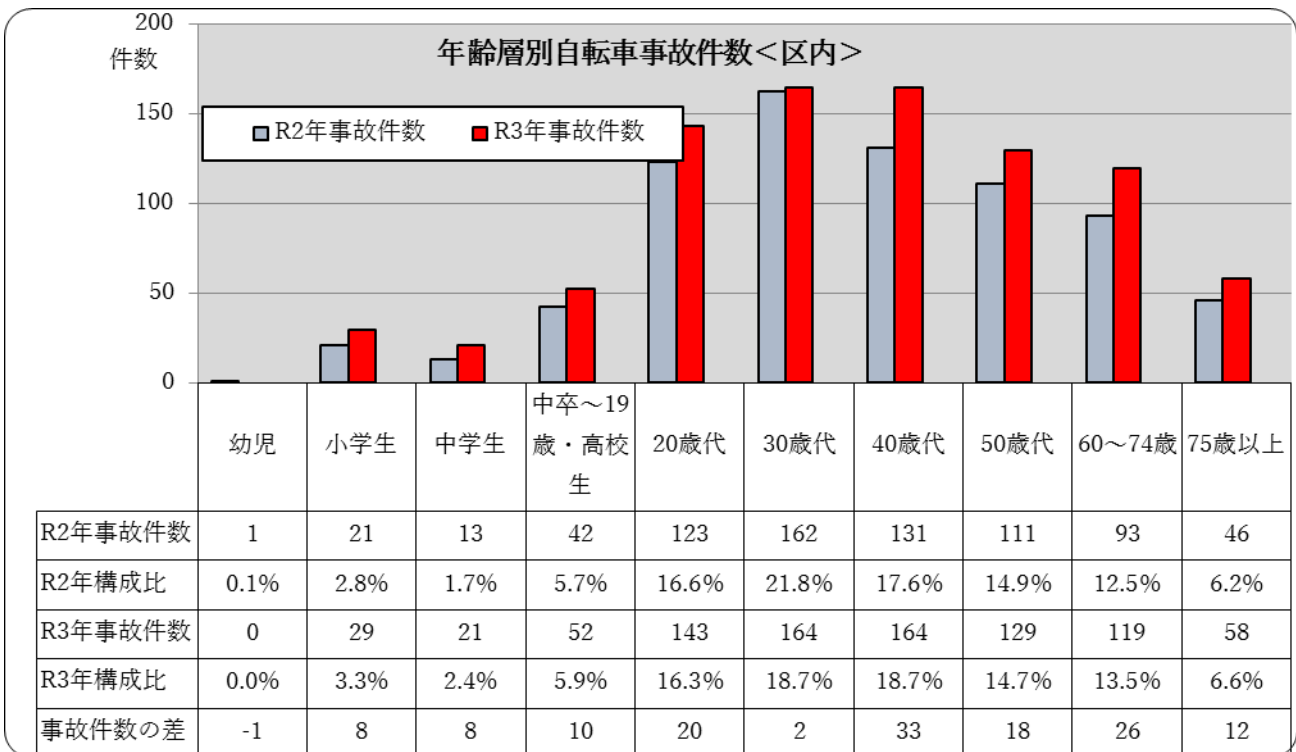
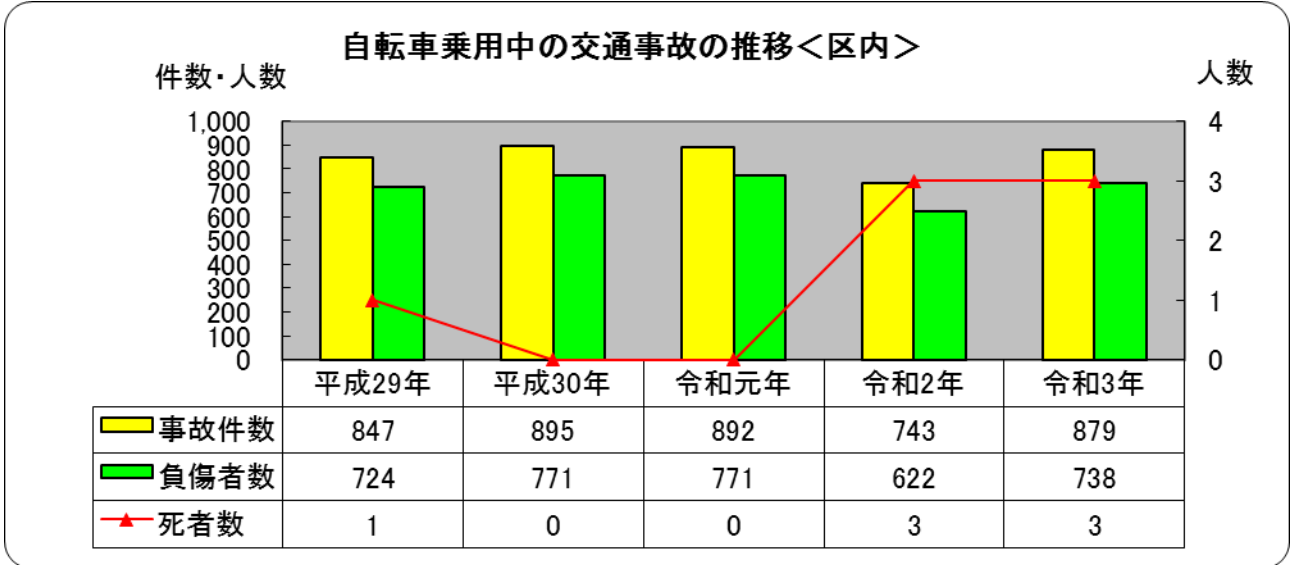
65歳以上の高齢者が交通事故に遭った件数（第1当事者と第2当事者を合わせた件数）及び負傷者数は、平成 29 年から令和 2 年にかけては減少傾向が続いていました。令和 3 年は事故件数、負傷者数ともに前年より増加となっています。死者数は近年ほぼ横ばいの状況で、令和 3 年も 2 名の方が交通事故でお亡くなりになっています。

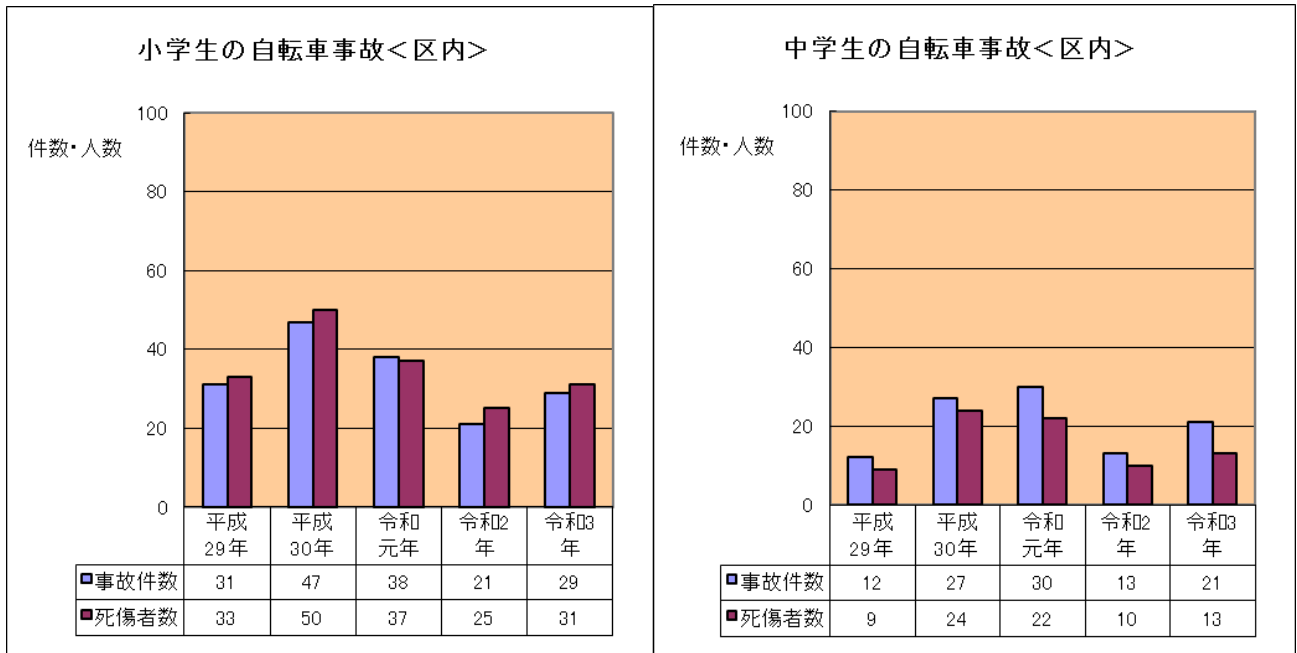


(2) 自転車の交通事故

令和3年に、区内で自転車乗用者が事故に遭った件数（第1当事者と第2当事者を合わせた件数）は879件で、減少傾向が続いていた令和2年より増加しています。

また、年齢層別に見ると、30歳代・40歳代が最も多く、20歳代の件数・割合も多くなっており20歳～40歳代で5割を超えています。次いで、50歳以上の自転車事故も全体の3割以上を占めています。



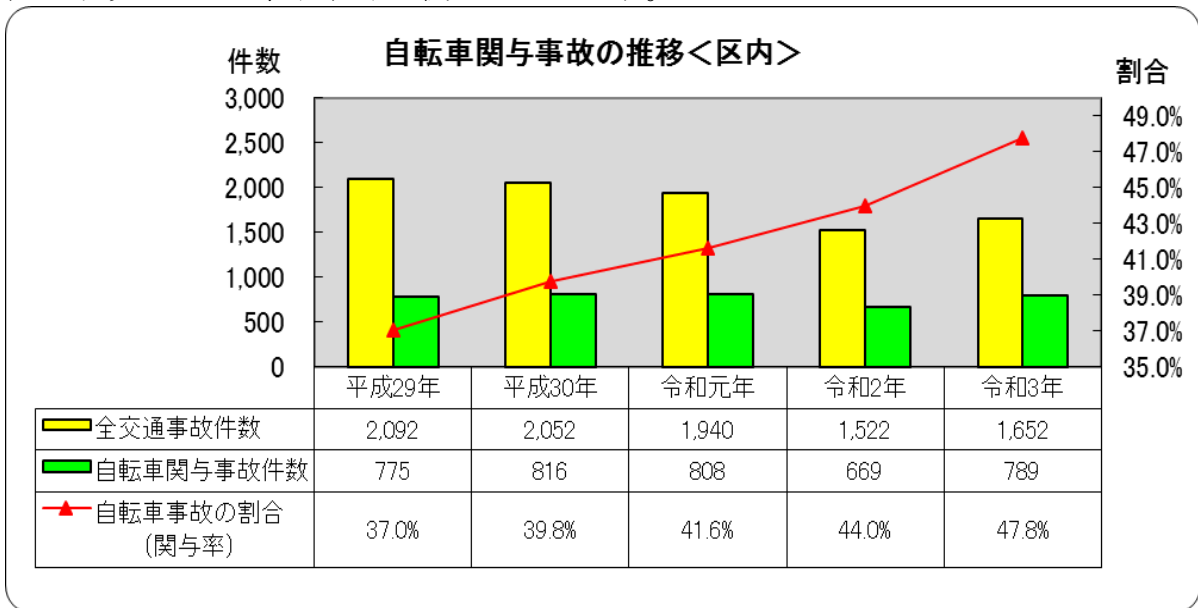


自転車に関与した交通事故の件数

前頁で示した自転車の事故件数は、自転車乗用中に交通事故に遭った第1当事者と第2当事者の合計件数で、例えば、1つの事故で第1当事者と第2当事者が共に自転車乗用者の場合も、2件で計上しています。

このため、警視庁では、第1当事者第2当事者の合計件数から、第1当事者も第2当事者も自転車の場合の件数を引いたものを、「自転車関与事故件数」として公表しています。

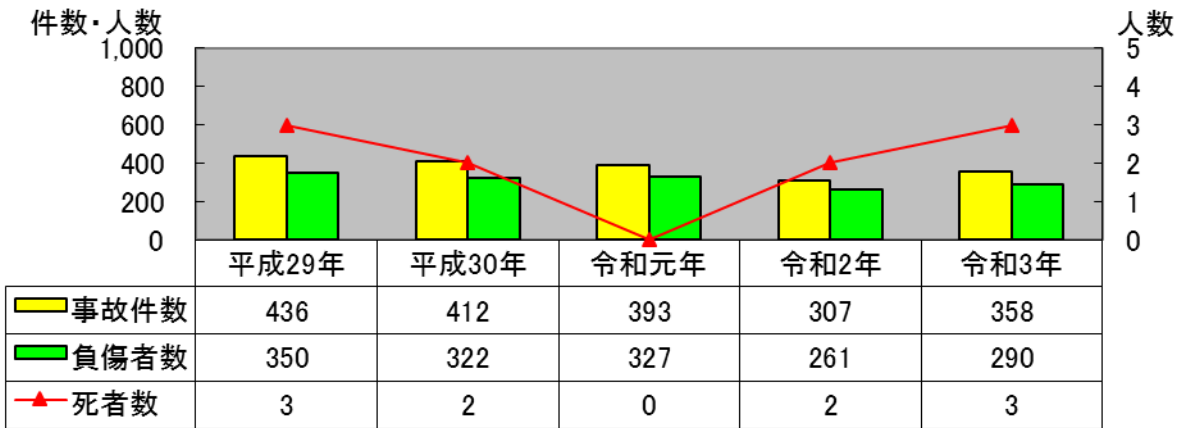
自転車関与事故件数が全交通事故件数に占める割合（自転車関与率）を見ると、平成29年以降増加傾向が続いています。令和3年では全交通事故のうちおよそ5割の事故において、自転車に関与しています。



(3) 二輪車の交通事故

令和3年に、区内で発生した二輪車乗用中の交通事故の件数（第1当事者と第2当事者を合わせた件数）は358件、負傷者数は290名で、減少傾向が続いていた令和2年より増加しています。また、二輪車事故での死者数も1名増加となっています。

二輪車乗用中の交通事故の推移



世田谷区の交通安全事業

(1) 交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降10次にわたって計画策定し、警察署や公共交通機関など関係機関と連携し、区内の交通安全に取り組んでまいりました。

第11次世田谷区交通安全計画（計画期間：令和3～7年度）は、令和3年4月26日に決定された「第11次東京都交通安全計画」を踏まえ、次の5つを計画の重点課題とし、令和3年度に策定いたしました。

第11次世田谷区交通安全計画の重点課題

- ① 高齢者の交通安全の確保
- ② 子どもの交通安全の確保
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 二輪車事故の防止
- ⑤ 飲酒運転の根絶

<交通安全対策基本法(昭和45年法律第150号)>

◇第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 交通安全啓発事業

①小学生対象の交通安全教室

区立小学校の児童を対象に、区立小学校PTA連合協議会及び各校のPTAと協力して、児童の交通事故防止のため、交通安全教室を実施しています。

平成24年度からは、自転車講習会を受けた3年生以上の児童及びPTAに自転車講習受講証を発行しています。

<令和3年度実績>

○61校で82回実施。参加児童・PTA数は約12,700名。

○3年生以上の自転車講習は58回実施。参加者数は約6,200名。

自転車講習受講証を約6,200枚発行。

道路の歩き方教室の様子



自転車教室の様子



②中学生対象の交通安全教室

区立中学校生徒を対象とする交通安全教室を平成20年度から開始しました。

自転車による交通事故の防止を主眼として、スタントマンによる交通事故再現と警察官による交通安全の指導、及び二人乗り等の危険な自転車運転を体験する自転車実技講習を行います。

平成20年度は試行として6校で実施し、平成21年度からの3年間で全ての区立中学校において実施しています。

<令和3年度実績>

10校で10回実施 参加生徒数 約4,080名

No.	学校名	実施日時	生徒数
1	玉川中学校	5月6日(木) 14:10~15:15	360名
2	梅丘中学校	6月3日(木) 13:35~14:45	380名
3	瀬田中学校	6月12日(土) 9:40~10:40	360名
4	船橋希望中学校	6月25日(金) 11:30~12:30	740名
5	世田谷中学校	10月8日(金) 14:35~15:25	540名
6	松沢中学校	10月9日(土) 9:30~10:30	400名
7	太子堂中学校	10月20日(水) 13:35~14:25	180名
8	駒沢中学校	11月13日(土) 10:50~11:50	450名
9	駒留中学校	11月26日(金) 14:35~15:25	320名
10	喜多見中学校	12月10日(金) 14:35~15:25	350名
合計			4,080名



③高校生や大学生、一般区民対象の交通安全教室

高校生や大学生、一般区民を対象として、交通事故再現の手法を活用した交通安全教室を実施しています。内容は、スタントマンによる交通事故再現と警察官による講話・交通安全指導を併せて実施しています。

<令和3年度実績>

1回実施 参加者数 約250名

No.	団体名	実施日時	参加者数
1	からすやま地域の力を集める会	3月5日(土) 13:10~14:00	250名
合計			250名



④幼稚園児や保育園児を対象とした交通安全教室

音当てクイズや自動車の模型を使った実験を織り交ぜ、園児一人ひとりが講習用の横断歩道を使って正しく渡る体験など、楽しく興味を持って交通安全を学び、参加・体験を通じてより深い理解が得られるよう、幼児向けに構成・内容を工夫したプログラムを実施しています。

○幼児向け交通安全教室（歩行編）

<令和3年度実績>

私立幼稚園・子ども園11園で25回実施 参加者数 約660名

No.	実施園	実施日時	参加者数
1	田園調布雙葉小学校附属幼稚園	11月11日(木) ①9:45~10:30 ②10:40~11:25	57名
2	あかつつみ幼稚園	コロナで中止	0名
3	尾山台ナザレン幼稚園	2月14日(月) ①10:00~10:45	52名
4	日本大学認定こども園	3月8日(火) ①9:30~10:15	50名
5	昭和女子大学付属昭和こども園	11月9日(火) ①10:00~10:45	63名
6	こひつじ幼稚園	1月19日(水) ①10:00~10:45	14名
7	マダレナ・カノッサ幼稚園	12回実施。(臨時対応) 2月17日(木)/21日(月) /22日(火) ①9:30~9:50 ②10:00~10:20 ③10:30~10:50 ④11:00~11:20 (4回/日)	92名
8	宗教法人常德幼稚園	10月22日(金) ①10:30~11:15 ②11:30~12:15	123名
9	世田谷聖母幼稚園	10月25日(月) ①10:00~10:45 ②11:00~11:45	75名
10	学校法人天野学園愛珠幼稚園	11月24日(水) ①10:10~10:55	34名
11	東京都市大学二子幼稚園	3月7日(月) ①10:10~10:55	68名
12	認定こども園世田谷ベアーズ	11月12日(金) ①10:00~10:45	32名
合計			660名

おでかけひろば1か所で1回実施 参加者数 約36名

No.	実施団体	実施日時	参加者数
1	おでかけひろばぽっこ	10月31日(日) 14:15~15:00	子20名 親16名
合計			36名



○親子向け交通安全・自転車教室（歩行編・自転車編）

＜令和3年度実績＞

商店会1か所、おでかけひろば1か所で6回実施 参加者数 約1,140名

No.	実施団体	実施日時	参加者数
1	三宿四二〇商店会	10月23日(土) (歩行編2回) ①10:00~11:00 ②14:00~15:00 (自転車編2回) ①11:30~12:30 ②15:30~16:30	子400名 親320名 計720名
2	NPO 法人子育て支援グループ amigo (おでかけひろばULALA)	3月21日(月) (歩行編1回) ①13:30~14:15 (自転車編1回) ①14:45~15:30	子150名 親270名 計420名
合計			1,140名

歩行編・自転車編の様子



⑤子育て世帯を対象とした冊子の発行

子育て自転車（チャイルドシート付自転車の呼称）をこれから使う方たち向けに、自転車の選び方、乗り方（使い方）、交通ルールを知ってもらうため、やわらかいデザインで手に取りやすい冊子を作成しています。平成30年度に新規作成し、幼稚園、保育園、保育施設等の利用人数分を配布し、設置を希望する自転車販売店にも配布しています。



冊子の例

○保護者向け自転車安全教室（上記の冊子の内容をもとにした講習と試乗体験）

おでかけひろば4か所で実施 参加者数 51名

No.	実施団体	実施日時	参加者数
1	おでかけひろばぽっこ	10月31日（日）13:30～14:10	親子2組4名
2	おでかけひろばおりーぶ	12月4日（土）13:15～14:30	親子4組8名
3	のぎわテットーひろば ひよっこりひろば	12月10日（金）10:30～12:00	親子10組21名 （のぎわテットーひろば3組 ひよっこりひろば7組）
4	おでかけひろば三宿	12月11日（土）10:30～12:00	親子8組18名
合計			51名



(3)交通安全講習会

出前型及びオンラインによる自転車教室

【オンラインによる自転車教室】

○区立小学校のPTA校外委員・自転車安全利用推進員向け講習会

児童の交通安全を指導するために必要な知識の修得を目的として、各校PTAの校外委員等を対象とした講習会を開催しています。

令和3年度より、次期を秋にずらし、自転車安全利用推進員の講習会として、秋にオンラインで開催しています。

<令和3年度実績>

○令和3年11月24日(水)・26日(金)・27日(土)

○参加者数 約40名

※オンラインのため東京都市大学の稲垣准教授の講義は中止。

※自転車安全利用推進員の育成・支援

区民が自主的に自転車安全啓発に取り組む「自転車安全利用推進員」の育成・支援を平成26年度から開始しています。

【認定者数】

28年度45名

29年度45名(ほか区立小学校校外委員62校)

30年度47名(同61校)

令和元年度51名(同61校)

令和2年度56名(同61校)

令和3年度56名(同61校)



○あんしんすこやかセンター・居宅介護支援事業所向け講習会

No.	実施団体	実施日時	参加者数
1	あんしんすこやかセンター6か所、居宅介護支援事業所4か所	12月17日（金）15:00～16:00	33名
合計			33名



【出前型自転車教室】

○保険会社向け講習会

No.	実施団体	実施日	参加者数
1	KOS世田谷センター（保険会社）	6月22日（火） 9:45～10:30 6月23日（水） 14:05～14:50 6月24日（木） 14:05～14:50 6月25日（金） 9:45～10:30 6月28日（月） 14:05～14:50	各回22名 計110名

(4) 「交通安全宣言都市せたがや」区民のつどい

平成6年4月に行われた、交通安全都市宣言の趣旨をふまえ、区内4警察署と協力して区民のつどいを開催し、交通安全に関する区民の関心を喚起・高揚しています。

<令和3年度実績>

○令和3年9月18日（土）中止

○会場：世田谷区民会館ホール

○予定のプログラム

- ・第1部 式典（あいさつ）
- ・第2部 交通安全教室
（1日署長（ゲスト）とピーポ君の自転車安全利用五則、1日署長（ゲスト）と交通少年団の交通安全宣言等）
- ・第3部 アトラクション
（演技、ゲストによる歌謡ショー等）

(5) 春・秋の全国交通安全運動

◇目的

区民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故を防止します。

例年、春・秋それぞれ10日間が運動期間となります。

◇主催

世田谷区、世田谷区教育委員会、世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署、成城警察署、世田谷交通安全協会、北沢交通安全協会、玉川交通安全協会、成城交通安全協会、世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署

◇協賛

世田谷区町会総連合会、世田谷区商店街連合会ほか16団体

◇運動内容

広報・啓発

庁舎壁面・区内歩道橋等の懸垂幕・横断幕の掲出、ポスター、区のおしらせ等で啓発を行っています。

交通安全教育

自動二輪車講習会、飲酒運転追放キャンペーン、高齢者自転車教室、母と子の自転車競技会等を各警察署で実施しています。

街頭指導

町会・自治会と地区交通安全協会により、交通安全の啓発・指導のためのテントを設置します。

区長テント訪問

交通安全運動期間中に、町会・自治会等が設置するテントを、交通安全協議会会長である区長が訪問し、関係者を激励しています。

・訪問先：最大で区内5か所程度（春・秋各運動期間中）

・区長以外の参加者

警察署：警察署長、交通課長ほか

世田谷区：総合支所長、地域振興課長、まちづくりセンター所長、土木部長、交通安全自転車課長ほか

<令和3年度実績>

○春：令和3年4月6日から4月15日まで10日間実施

○秋：令和3年9月21日から9月30日まで10日間実施

○広報・啓発 区報4月1日号、9月15日号

懸垂幕・横断幕 春22箇所、秋22箇所 など

○交通安全教室 講習会33回、自転車教室9回、キャンペーン40回など

○区長テント訪問 春3箇所、秋2箇所

(6)世田谷区「区民交通傷害保険」

歩行者と自転車の事故では自転車が「加害者」となり、高額な賠償金支払いを求められる場合があります。また、交通事故被害者が経済的に救済されない現状もあり、第11次世田谷区交通安全計画（令和3～7年度）においても自転車保険等への加入促進を図ることとしています。

区民の自転車保険等への加入をさらに促進するため、区民の交通事故を対象とした保険制度である「区民交通傷害保険」を平成30年7月から実施しています。

<令和3年度実績>

○加入者数：13,195名

(7)世田谷区交通安全協議会

交通事故を減らし、区民の安全な生活を確保するためには、各関係機関・団体との連携強化と地域に密着した啓発活動の推進を行っていく必要があります。このため、昭和39年に「世田谷区交通安全協議会」を設置し、交通安全対策の促進を図っています。

協議会は、年1回開催されていて、交通安全運動や5年ごとの交通安全対策基本法に基づく交通安全計画に関して意見交換等を行います。

【構成員】

- 会長 世田谷区長
- 委員 世田谷区副区長 世田谷区教育長 区立小学校PTA連合協議会長
区立中学校PTA連合協議会長 世田谷区私立幼稚園協会理事長
世田谷区民間保育園連盟会長 世田谷区国・私立小学校安全対策懇談会長
東京私立中学高等学校協会第8支部長 世田谷区商店街連合会長
世田谷区高齢者クラブ連合会長 世田谷区町会総連合会長
小田急電鉄下北沢駅長 小田急シティバス世田谷営業所長
京王電鉄京王東管区長 東急電鉄世田谷線管区長
東急バス弦巻営業所ゼネラルマネージャー 世田谷警察署長 北沢警察署長
玉川警察署長 成城警察署長 世田谷交通安全協会長 北沢交通安全協会長
玉川交通安全協会長 成城交通安全協会長 世田谷消防署長 玉川消防署長
成城消防署長 世田谷区総合支所副支所長（代表）
世田谷区土木部長 世田谷区生活文化部長 世田谷区子ども・若者部長
世田谷区道路・交通政策部長 世田谷区清掃・リサイクル部長
世田谷区教育委員会事務局教育次長 区立小学校長会長 区立中学校長会長

<令和3年度実績>

春・秋の世田谷区交通安全運動についての報告、交通安全取り組み状況についての報告を行いました。

○令和3年6月、11月

○開催方法：書面送付

令和 4 年 8 月 5 日
交通安全対策連絡会

区内警察署交通課長 各位

世田谷区土木部

交通安全自転車課長 村田 義人

自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における
維持管理の取組みについて（依頼）

日頃より区民の交通安全の推進に取り組んでいただき、ありがとうございます。

区内各警察署では、自転車の通行すべき部分、進行すべき方向を示す自転車ナビマーク・ナビラインの整備による自転車交通の整序化に積極的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

区といたしましても、駅周辺や主要な区道において、令和 3 年度は約 9 k m の自転車ナビマーク・ナビラインの整備を実施いたしました。

自転車通行空間の整備は、自転車の通行方法を明確にすることで、自転車利用ルールの遵守による安全性や快適性の向上に一定の効果があり、ネットワークとして整備することで自転車の交通事故の抑制に繋がっていくと考えております。

今後、さらなる安全性や快適性の向上に向けて、「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づく積極的な計画の推進と共に、これまで整備してまいりました箇所の維持管理が課題となってまいります。特に自動車交通量の多い路線においては、自転車ナビマーク・ナビラインの塗装が剥げ、薄くなっているものが散見されております。

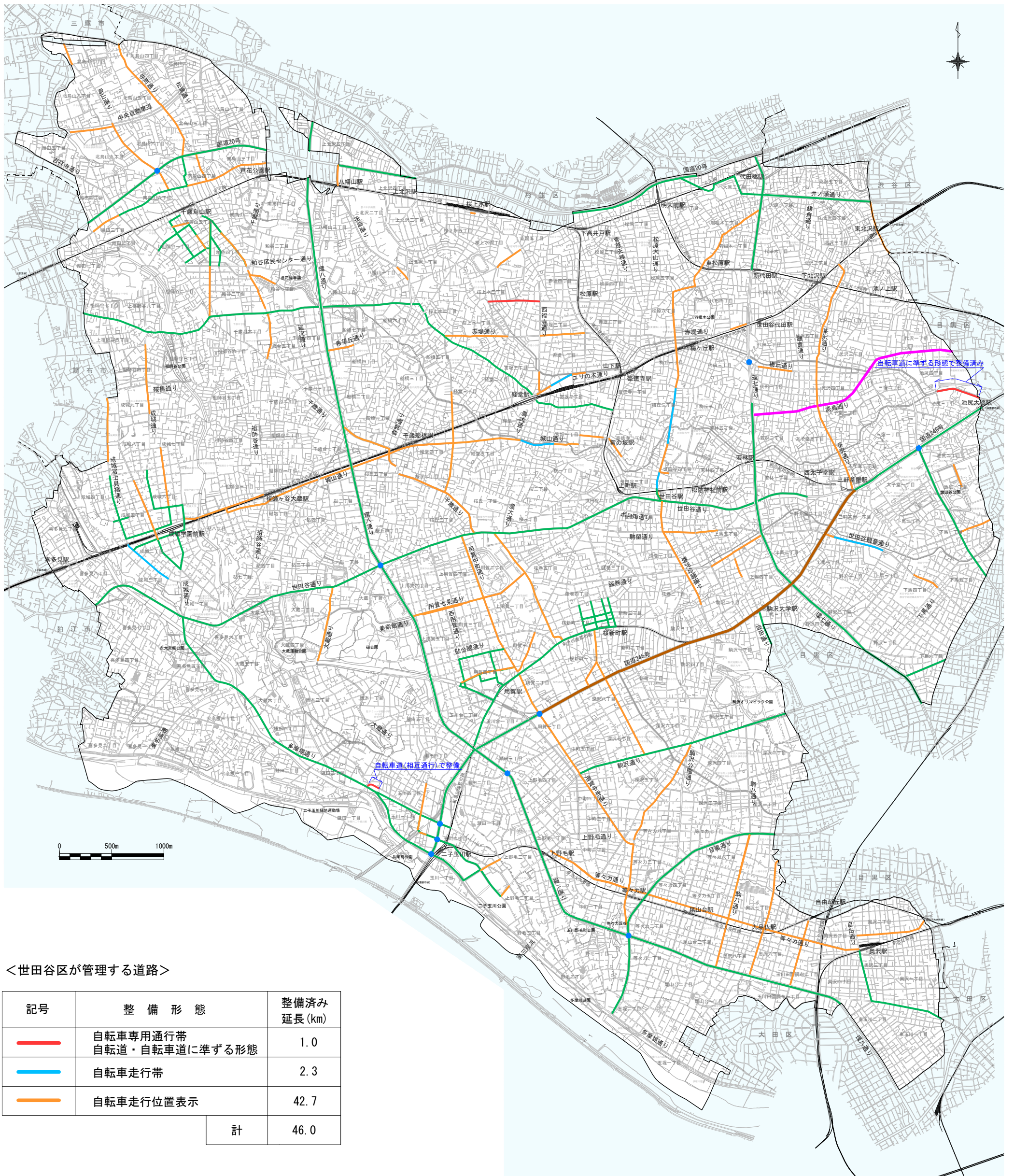
つきましては、警察署施工による自転車ナビマーク・ナビマークの維持管理について、適宜ご対応いただき、安全安心な自転車利用環境整備について、引き続き、ご理解、ご協力のほど、お願いいたします。

担当：世田谷区土木部交通安全自転車課 大関

電話 6 4 3 2 - 7 9 6 7

自転車通行空間整備箇所図

令和4年4月1日現在



<世田谷区が管理する道路>

記号	整備形態	整備済み延長 (km)
—	自転車専用通行帯 自転車・自転車道に準ずる形態	1.0
—	自転車走行帯	2.3
—	自転車走行位置表示	42.7
	計	46.0

<国・東京都が管理する道路>

—	国道246号 (三軒茶屋～用賀一丁目交差点 : 約3.8km)
—	都道淡島通り (約2.1km)

<交通管理者による整備 (H30まで)>

●	交通管理者による整備 (自転車ナビマーク, ナビライン)
-------------------------------------	------------------------------

※ 交通管理者による実績はH30.3末現在のデータによる。

令和 4 年 8 月 5 日
交通安全対策連絡会資料
土木部交通安全自転車課

世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱の改正について

1. 改正理由について

1) 第2条 (協議事項)

- ・ 連絡会の開催目的が不明瞭となっており、設置当時の趣旨を明確化する
- ・ 教育委員会内に通学路安全対策連絡会が平成26年度に設置され、これに関する案件を除くことを明記する
- ・ なお、設置当初のオートバイの違法駐車防止は協議が完了しているため削除する

2) 第3条 (組織及び構成)

- ・ 本連絡会は交通管理者と道路管理者による構成に改める

3) 第5条 (連絡会の運営)

- ・ 開催の対応を明確化する
- ・ なお、第2条の趣旨にのっとり、協議事項がなく情報共有を主とする議案のみの場合、連絡会は開催せず、資料の配布を行う

3) 第8条 (委任)

- ・ 要綱設置当初からの錯誤を修正する

2. 改正内容について

- ・ 改正(案)、改正(案)新旧対照表の通り

担当：土木部・交通安全自転車課 平倉
電話 03-6432-7966
FAX 03-6432-7996

改正

平成28年3月30日27世交自第361号

平成30年4月1日30世交自第27号

令和2年4月1日2世交自第23号

世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱

（設置）

第1条 区民等の交通安全対策等に関して、区内警察署及び世田谷区が緊密な連携を図るため、世田谷区交通安全対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

（1）区民等に対する交通安全対策を継続的に検討する事項について

ただし、通学路等の安全点検等に関する事項は除く

~~（2）区民等にかかる交通安全教育について~~

~~（3）違法駐車防止について~~

（2）その他、合同で交通安全の課題に取り組む事項に関すること

（組織及び構成）

第3条 連絡会は、次の委員で構成する。

（1）世田谷警察署交通課長

（2）北沢警察署交通課長

（3）玉川警察署交通課長

（4）成城警察署交通課長

（5）土木部土木計画調整課長

（6）土木部工事第一課長

（7）土木部工事第二課長

~~（8）みどり33推進担当部公園緑地課長~~

（8）土木部交通安全自転車課長

（座長）

第4条 座長は、土木部交通安全自転車課長とする。

(連絡会の運営)

第5条 連絡会は~~必要のつど~~座長が運営し、以下の場合に開催する。

- 2 連絡会の協議事項は、座長又は委員が提案する。
- 3 座長は、協議事項に関し、必要があると認めたときは、関係職員を連絡会に出席させることができる。

(担当者会)

第6条 連絡会の協議事項について調査、検討を行うため、連絡会の下に、担当者会を置く。

- 2 前項の会は、協議事項に関係のある担当係長等をもって構成する。ただし、必要と認めたときは、関係職員を参加させることができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、土木部交通安全自転車課に置く。

(委任)

第8条 この要領要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則 (平成20年2月13日19世交自第264号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日27世交自第361号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日30世交自第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日2世交自第23号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月1日4世交自第●●号)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

新旧対照表

別紙

○世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱 改正（案）

改正後	改正前
<p>世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成16年7月6日 世土調発第60号</p> <p>第1条省略</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>（1）区民等に対する交通安全対策を<u>継続的に検討する事項</u>について <u>ただし、通学路等の安全点検等に関する事項は除く</u></p> <p><u>（2）その他、<u>合同で交通安全の課題に取り組む事項</u>に関する</u>こと</p> <p>（組織及び構成）</p> <p>第3条 連絡会は、次の委員で構成する。</p> <p>（1）世田谷警察署交通課長 （2）北沢警察署交通課長 （3）玉川警察署交通課長 （4）成城警察署交通課長 （5）土木部土木計画調整課長 （6）土木部工事第一課長 （7）土木部工事第二課長 <u>（8）土木部交通安全自転車課長</u></p>	<p>世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成16年7月6日 世土調発第60号</p> <p>第1条省略</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>（1）区民等に対する交通安全対策について （2）区民等にかかる交通安全教育について （3）違法駐車防止について （4）その他交通安全に関する</p> <p>（組織及び構成）</p> <p>第3条 連絡会は、次の委員で構成する。</p> <p>（1）世田谷警察署交通課長 （2）北沢警察署交通課長 （3）玉川警察署交通課長 （4）成城警察署交通課長 （5）土木部土木計画調整課長 （6）土木部工事第一課長 （7）土木部工事第二課長 （8）みどり33推進担当部公園緑地課長 （9）土木部交通安全自転車課長</p>

改正後	改正前
<p>第4条省略</p> <p>(連絡会の運営)</p> <p>第5条 連絡会は<u>座長が運営し、以下の場合に</u>開催する。</p> <p>2 連絡会の協議事項は、座長又は委員が提案する。</p> <p>3 座長は、協議事項に関し、必要があると認めるときは、関係職員を連絡会に出席させることができる。</p> <p>第6条～第7条省略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この<u>要綱</u>に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は座長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成16年7月12日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年2月13日19世交自第264号)</p> <p>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年3月29日27世交自第361号)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年4月1日30世交自第27号)</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年4月1日2世交自第23号)</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年9月1日4世交自第●●号)</p> <p>この要綱は、令和4年9月1日から施行する。</p>	<p>第4条省略</p> <p>(連絡会の運営)</p> <p>第5条 連絡会は必要のつど開催する。</p> <p>2 連絡会の協議事項は、座長又は委員が提案する。</p> <p>3 座長は、協議事項に関し、必要があると認めるときは、関係職員を連絡会に出席させることができる。</p> <p>第6条～第7条省略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は座長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成16年7月12日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年2月13日19世交自第264号)</p> <p>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年3月29日27世交自第361号)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年4月1日30世交自第27号)</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年4月1日2世交自第23号)</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>